

「札幌市移住促進地域おこし協力隊の募集・選考及び活動支援業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和7年（2025年）2月10日

札幌市長 秋元 克広

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
まちづくり政策局政策企画部企画課企画係 電話（011）211-2192

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

札幌市移住促進地域おこし協力隊の募集・選考及び活動支援業務

(2) 業務内容

札幌市は、2021年をピークとして人口減少局面に入るとともに、合計特殊出生率は右肩さがりであり、その数値は政令指定都市の中でも低位に位置し、20代の道外への転出超過数は依然として2,000人を超えている状況にある。

そのような状況においても、合計特殊出生率の上昇など自然増加に向けた取組は引き続き推進・強化していくものであるが、一方で、社会増加に向けた取組にもより一層取り組んでいく必要がある。

社会増加に向けた取組では、北海道内においては、人口の石狩管内への集中が顕著であり、札幌市の人口は北海道の約4割を占めている状況にあることから、道内他市町村からの転入者による人口集中は過度にならないよう配慮していく必要がある。

このような状況に配慮しつつ、道外からの移住促進の取組を強化していくべく、札幌市及び市内各地域の新たな魅力の発掘、魅力の発信等を通じて、交流人口や関係人口の拡大はもとより、定住人口の増加を図るため、札幌市移住促進地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を活用していく。

本業務は、協力隊の隊員としてふさわしい適切な人材を募集・選考し、一定の成果を出せるよう必要な支援を行うことで、隊員による効果的で円滑な活動を通じて、移住促進に資する取組を推進することを目的としている。（詳細は業務仕様書による。）

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 参加資格

(1) 札幌市競争入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが（1）～（5）を満たす必要があることに注意すること。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

4 参加意向申出書等の提出方法等

(1) 提出方法

郵送又は持参

(2) 提出期間

令和7年2月10日（月）～令和7年3月7日（金）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。最終日を除き、受付時間は8時45分から17時15分までとする。

(3) 提出先

上記1のとおり。

5 提案説明書の交付方法

令和7年2月10日（月）からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

6 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が5者以下の場合省略する場合がある。

(2) 最終審査（ヒアリング）

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

7 その他

(1) 次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者

イ 提案説明書に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、提案説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) 本プロポーザルに係る一切の経費は、参加者及び提案者の負担とする。

(3) 提出期限後の提出書類の訂正・追加・再提出は認めない。

(4) 詳細は提案説明書による。